（３）県税及び譲与税の変遷

税目 / 年度	県民税	事業税	特別所得税	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税	入場税	ゴルフ場利用税	特別地方消費税	自動車取得税	軽油引取税	自動車税環境性能割	自動車税種別割	鉱区税	狩猟者税	狩猟者登録税	固定資産税・特例	漁業権税	家畜税	核燃料税	再生可能エネルギー地域共生促進税	入猟税	狩猟税	産業廃棄物税	入場譲与税	消費譲与税	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税	航空機燃料譲与税	所得譲与税	地方法人特別譲与税	特別法人事業譲与税	森林環境譲与税	自動車重量譲与税
昭和25																																	
26																								S31.6.1									
27																										S29年度は揮発油譲与税							
28																																	
29			事業税に統合され、第３種事業となる。				S29.5.18国税に移管																											
30																																	
31																																	
32																																	
33																																	
34																																	
35																																	
36								S29.5.18入場税の一部が娯楽施設利用税となる。H元.4.1名称変更、旧娯楽施設利用税	S36.5.1名称変更、旧遊興飲食税、H元.4.1名称変更、旧料理飲食等消費税																									
37																																	
38											S43.7.1								（法定外普通税）														
39																																	
40																																	
41																																	
42																																	
43																																	
44						H元.4.1名称変更、旧県たばこ消費税																													
45																																	
46																																	
47																																	
48															狩猟法の改正に関連して廃止																			
49																												S54.4.16名称変更、旧狩猟免許税							
50																																	
51																																	
52																																	
53																					S58.6.21												
54																																	
55																																	
56																																	
57																																	
58																																	
59																																	
60																																	
61																																	
62																																	
63																																	
平成元																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5												R元.10.1名称変更、旧自動車税																					
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18												R元・10・1																					
19																																	
20																																	
21																																	
22																																	
23～～30																																	
令和元																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
備考										○自動車税環境性能割の創設に伴い廃止					○狩猟税の創設に伴い廃止			○法定外普通税		○法定外普通税 ○狩猟者税の廃止に伴い創設	○狩猟税の創設に伴い廃止 ○狩猟税の創設に伴い廃止	○法定外目的税		○地方消費税の創設に伴い廃止			○税源移譲実施までの暫定措置として創設し、廃止			○特別法人事業譲与税の創設に伴い廃止		